

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南城市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

南城市長

公表日

令和5年4月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>過誤納金の還付に関して納税義務者から公金口座での還付金受取意思表示があった場合は、口座情報登録システムを介して口座登録・連携ファイル情報を取得</p>
③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム（eLTAX） 6. 国税連携システム（eLTAX） 7. 中間サーバー 8. 口座情報登録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号ロ、第2条第7号 第8号ロ 10号ロ 第11号ロ 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号、第3条第8号 第9号ロ 第11号ロ 第12号ロ 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号、第4条第2号ロ、第6条第4号 第5号イ 第6号イ 第7号イ 第8号イ 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号、第7条第1号イ 第2号ロ 第3号ロ 第4号イ 第5号イ、第8条第1号ハ 第2号ハ、第10条第1号ロ 第3号ロ 第4号ロ 第5号イ、第12条第1号ロ 第2号イ 第3号イ 第4号ロ 第6号イ 第7号 第8号ロ、第13条第1号イ 第2号ハ、第14条第3号ハ、第16条第1号、第19条第1号カ、第20条第1号 第3号 第4号 第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第22条の3第1号 第2号 第5号イ 第6号イ 第7号イ 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号、第22条の4第1項第2号ハ 第2項第2号ニ 第3項第2号ニ 第4項第2号ニ、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号 第3号ロ 第8号ロ 第9号ロ 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号、第24条の3第1号、第25条第1号 第2号 第3号ロ 第6号 第7号イ 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号、第26条の3第1号イ 第3号イ、第27条第3号ハ、第28条第1号ニ、第31条第1号ニ 第3号 第5号ニ、第31条の2第3号 第4号ロ 第9号ロ 第10号ロ 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号、第31条の3第1号、第32条第1号ロ 第2号ロ、第33条第4号、第34条第1号 第2号、第35条第3号、第36条第1号イ 第2号イ 第3号、第37条第1号イ 第3号、第38条第1号イ 第2号 第3号、第39条第3号、第40条第1号イ 第3号イ、第43条第1号イ 第2号 第3号ロ 第5号ロ 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号、第43条の3第1号、第43条の4第1号ハ、第44条第1号カ、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第2号ロ 第3号ロ 第4号ロ 第5号ロ 第6号ロ 第7号ロ 第8号ロ 第9号ロ 第10号ロ 第11号ロ 第12号ロ 第13号ロ 第14号ロ 第15号ロ 第16号ロ 第18号ロ 第19号ロ 第22号ロ 第23号ロ、第49条第1号 第3号、第49条の2第1号、第50条第2号イ 第3号イ 第4号イ 第5号イ、第51条第4号イ 第7号 第13号、第53条第1号ホ 第2号ホ 第3号ニ 第4号 第5号ロ、第54条第1号ロ 第3号ロ 第4号、第55条第1号ロ 第6号イ 第7号イ 第9号イ 第10号イ 第11号イ、第58条第1号イ 第2号イ、第59条第1号、第59条の2第1号ロ、第59条の3第1号ハ 第2号ハ</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>総務部 税務課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>税務課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話:098-917-5378 FAX:098-917-5424 E-mail: soumu@city.nanjo.okinawa.jp</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 税務課 市民税係 電話:098-917-5328 FAX:098-917-5429 E-mail: zeimu@city.nanjo.okinawa.jp</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月30日	I-5. ②	税務課 井上 英之	税務課長 嶺井 康伸	事後	人事異動
令和1年6月17日	I-4. ②	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	事後	
令和1年6月17日	4. ②	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条第2号口、第2条第4号第5号口第6号口第9号第10号第11号第12号口、第3条第4号第5号口第7号口第9号第10号第11号第12号口、第4条第2号口、第6条第3号第4号第5号第6号第8号第9号第10号第11号、第7条第1号第2号イ、第10条第1号イ、第12条第3号イ第5号、第13条第1号イ第2号イ、第19条第1号イ第2号イ第3号第4号第5号、第20条第1号第3号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第8号、第23条第1号、第25条第1号第2号第3号第6号第7号イ第12号第13号第14号第15号第16号、第28条第1号第2号第3号第6号第7号第8号第9号第10号、第31条第1号第2号第3号第5号、第34条第1号第2号、第35条第3号、第36条第1号イ第2号イ、第37条第1号イ第3号、第38条第1号イ第2号第3号、第40条第1号第2号、第43条第1号イ第2号第3号口第5号イ第8号第9号第10号第11号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第47条第2号口第3号口第4号口第5号口第6号口第7号口第10号口第11号口、第49条第1号第2号、第50条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第51条第4号イ第7号第13号、第54条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第55条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第58条第1号イ第2号イ、第59条第1号	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条第2号口、第2条第7号第8号口第10号口第11号口第12号第13号第14号第15号第16号第17号、第3条第8号第9号口第11号口第12号口第13号第14号第15号第16号第17号、第4条第2号口、第6条第4号第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号第10号第11号第12号第13号、第7条第1号イ第2号口第3号口第4号イ第5号イ、第8条第1号ハ第2号ハ、第10条第1号口第3号口第4号口第5号イ、第12条第1号口第2号イ第3号イ第4号口第6号イ第7号第8号口、第13条第1号イ第2号ハ、第14条第3号ハ、第16条第1号、第19条第1号カ、第20条第1号第3号 第4号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第22条の3第1号第2号第5号イ第6号イ第7号イ第9号第10号第11号第12号第13号、第22条の4第1項第2号ハ第2項第2号ニ第3項第2号ニ第4項第2号ニ、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号第3号口第8号口第9号口 第11号第12号第13号第14号第15号、第24条の3第1号、第25条第1号第2号第3号口第6号第7号イ第11号第12号第13号第14号第15号第16号、第26条の3第1号イ第3号イ、第27条第3号ハ、第28条第1号ニ、第31条第1号第2号第3号第5号ニ、第31条の2第3号第4号口第9号口第10号口第12号第13号第14号第15号第16号、第31条の3第1号、第32条第1号口第2号口、第33条第4号、第34条第1号第2号、第35条第3号、第36条第1号イ第2号イ第3号、第37条第1号イ第3号、第38条第1号イ第2号 第3号、第39条第3号、第40条第1号イ第3号イ、第43条第1号イ第2号第3号口第5号口第8号第9号第10号第11号第12号第13号、第43条の3第1号、第43条の4第1号ハ、第44条第1号カ、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第2号口第3号口第4号口第5号	事後	
令和1年6月17日	I-7	〒901-0685 沖縄県南城市玉城字富里143番地 南城市役所 総務部 総務課 法規係 電話:098-948-7111 FAX:098-948-7149 E-mail:soumu@city.nanjo.okinawa.jp 電話:098-917-5378 FAX:098-917-5424 E-mail:soumu@city.nanjo.okinawa.jp	〒901-1495 沖縄県南城市佐数字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話:098-917-5378 FAX:098-917-5424 E-mail:soumu@city.nanjo.okinawa.jp	事後	
令和1年6月17日	I-8	〒901-1292 沖縄県南城市大里字仲間807番地 南城市役所 総務部 税務課 市民税係 電話:098-948-7124 ファクス:098-946-9090 E-mail:zeimu@city.nanjo.okinawa.jp	〒901-1495 沖縄県南城市佐数字新里1870番地 南城市役所 総務部 税務課 市民税係 電話:098-917-5328 FAX:098-917-5429 E-mail:zeimu@city.nanjo.okinawa.jp	事後	
令和5年3月20日	I-1. ②	当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された課税資料に基づき、住民税額を課税する。課税額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された課税資料に基づき、住民税額を課税する。課税額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 過誤納金の還付に関して納税義務者から公金口座での還付金受取意思表示があった場合は、情報提供ネットワークシステムを介して口座登録・連携ファイル情報を取得	事後	
令和5年3月20日	I-1. ③	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込/滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム(eLTAX) 6. 国税連携システム(eLTAX) 7. 中間サーバー	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込/滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム(eLTAX) 6. 国税連携システム(eLTAX) 7. 中間サーバー 8. 口座情報登録システム	事後	
令和5年3月20日	I-5. ②	税務課長 嶺井 康伸	税務課長	事後	